

入院食事療養費の自己負担金額の変更について

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

※全医療機関共通の負担額変更となります。

区 分	1食あたりの負担額（令和7年4月から）
一般の方	490円 ⇒ 510円
住民税非課税世帯の方	230円 ⇒ 240円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	110円（変更なし）

